

令和 6 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

東京芸術大学

令和 7 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- （１） 機構は、令和５年６月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和５年９月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- （２） 機構は、令和５年７月から９月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の８大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（６大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（２大学）

大阪女学院大学、放送大学

- （３） 機構は、令和６年６月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- （４） 機構は、令和６年６月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和６年	
７月	書面調査の実施
８月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和７年	
１月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- （５） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和７年１月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果(案)に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和7年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授(常勤)・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清 水 一 彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥 居 朋 子	立命館大学教育開発推進機構教授
中 根 正 義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根 本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤 子	国際基督教大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 口 宏 樹	大学入試センター理事長
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴 田 潤 子	神戸大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長、白眉センター長
高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
竹 内 淑 恵	法政大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花 屋 実	群馬大学理事・副学長・教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 口 正 洋	高知大学教授
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石 川 准	静岡県立大学名誉教授
岩 附 信 行	東京科学大学副理事・教授
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中 村 泰 之	名古屋大学教授
三 浦 浩 喜	福島大学長

光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・ ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
嵐 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志	長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一	明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

東京芸術大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 3－6 及び基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 3－6 及び基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等の情報公表のうち、一部の教員の業績が公表されていない。(基準 3－6)
- 音楽研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、すべての学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 2 学部及び 4 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・美術学部（7 学科：絵画科、彫刻科、工芸科、デザイン科、建築科、先端芸術表現科、芸術学科）
- ・音楽学部（7 学科：作曲科、声楽科、器楽科、指揮科、楽理科、邦楽科、音楽環境創造科）

[大学院課程]

- ・美術研究科（修士課程 9 専攻：絵画専攻、彫刻専攻、工芸専攻、デザイン専攻、建築専攻、芸術学専攻、文化財保存学専攻、先端芸術表現専攻、グローバルアートプラクティス専攻、博士後期課程 2 専攻：美術専攻、文化財保存学専攻）
- ・音楽研究科（修士課程 7 専攻：作曲専攻、声楽専攻、オペラ専攻、器楽専攻、指揮専攻、邦楽専攻、音楽文化学専攻、博士後期課程 1 専攻：音楽専攻）
- ・映像研究科（修士課程 3 専攻：映画専攻、メディア映像専攻、アニメーション専攻、博士後期課程 1 専攻：映像メディア学専攻）
- ・国際芸術創造研究科（修士課程 1 専攻：アートプロデュース専攻、博士後期課程 1 専攻：アートプロデュース専攻）

平成 30 年度に、修士課程において培った実践力に加え、さらに高度な理論・方法論、課題解決能力を備えた高度な人材育成を行い、新たな領域を開拓し、イノベーションにつながるような新しい理論・方法論を構築できる人材を養成するために、国際芸術創造研究科博士後期課程アートプロデュース専攻を設置している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、芸術研究院に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部には学部長、研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部、映像研究科及び国際芸術創造研究科に教授会を置いている。加えて、美術研究科及び音楽研究科には研究科委員会を置いている。

美術学部の教授会は、美術学部、美術研究科及び大学美術館所属の専任の教授、准教授及び講師から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

音楽学部の教授会は、音楽学部及び演奏芸術センター所属の専任の教授、准教授及び講師から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

映像研究科の教授会は、映像研究科長、映像研究科所属の専任の教授、准教授及び講師から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

国際芸術創造研究科の教授会は、国際芸術創造研究科所属の専任の教授、准教授及び講師から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

各研究科委員会は、各研究科の教授、准教授及び常勤の講師から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

各教授会等は、令和 5 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事 2 人、副学長、各学部長、映像研究科長、国際芸術創造研究科長、附属図書館長、大学美術館長、社会連携センター長、演奏芸術センター長、各学部の副学部長（教授に限る。）のうち、学長が指名する者各 1 人、事務局長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 5 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、企画・評価室長を自己点検・評価の責任者、教育推進室長、各学部長、各研究科長、教職支援センター長、学生支援室長、保健管理センター長、グローバルサポートセンター長、キャンパスグランドデザイン推進室長、附属図書館長、芸術情報センター長、人事・総務室長、財務企画室長、研究推進室長、社会連携センター長をそれぞれの領域における自己点検・評価の実施責任者、自己点検・評価に基づく改善及び向上活動の責任者としている。

この体制における中核的な審議機関は企画・評価室であり、その役割分担は内部質保証規程及び理事室規則に明確に定めている。中核的な審議機関である企画・評価室は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある室長（総務・財務・施設担当の理事）、各学部教授会構成員のうちから選出された者各 3 人、映像研究科教授会構成員のうちから選出された者 2 人、国際芸術創造研究科教授会構成員のうちから選出された者 1 人、事務職員のうちから選出された者 3 人、その他学長が任命する者によって構成している。なお、自己評価書提出時点では、内部質保証規程において、中核的な審議機関及びその役割分担が明確に定められていなかったが、令和 6 年 10 月までに定められている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

美術学部、音楽学部においては、各学部長を責任者としてその質保証を行っている。

美術研究科、音楽研究科、映像研究科、国際芸術創造研究科においては、各研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、キャンパスグランドデザイン推進室長（理事（総務・財務・施設担当））を責任者としてキャンパスグランドデザイン推進室が、情報設備については、芸術情報センター長を責任者として芸術情報センターが、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証規程によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生支援室長（副学長（教育担当））を責任者として学生支援室が、留学生の支援については、グローバルサポートセンター長を責任者としてグローバルサポートセンターが、その他の学生支援については、保健管理センター長を責任者として保健管理センターが分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証規程によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学試験全般については、教育推進室長（理事（教育担当））を責任者として教育推進室が、入

学試験実施上の重要事項については、各学部長、各研究科長を責任者として各学部、各研究科が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証規程によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、自己評価書提出後に改正された内部質保証規程、機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価実施要項に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを内部質保証規程、機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価実施要項に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証規程、教育研究等のデータ分析による自己点検・評価実施要項、機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価実施要項、中期目標・中期計画の進捗状況に係る自己点検・評価実施要項に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、現状では簡易な内容の意見聴取ではあるものの、内部質保証規程、教育研究等のデータ分析による自己点検・評価実施要項を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証規程に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に即した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2－3－1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、大学戦略会議、教育研究評議会、役員会において審議、検討等が行われている。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の採用等に関する規則、教員の採用及び昇任等に関する選考要項、教員の選考手続き等に関する申合せ、再任用教員の採用枠について等を定め、書類審査、面接審査、勤務状況(授業等の担当状況、研究実績等)により評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

年俸制教員の評価に関する規則、教員の任期更新時の再任評価実施要項、任期が付されていない教員に対する人事評価に関する申合せ等を策定し、年俸制教員は毎年、その他の教員は任期に応じて 3 年～10 年に 1 回、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。また、このほか、勤勉手当や昇進に関する所属長による勤務評価も実施されている。

年俸制教員については、年俸制教員の評価に関する規則に基づき、業績給の成績率に反映し、任期制教員については、任期更新時の再任評価実施要項に基づき、任期更新に反映する等、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。また、所属長による勤務評価によって、勤勉手当や昇進等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、第 4 期中期目標・中期計画に研修(FD)について定めて組織的に取り組もうとしている。別紙様式 2－5－4 のとおり、参加者が極端に少ない学部や研究科があるものの、学生への成績評価を行うための「講評会」の実施、各学生の指導について教員自身並びに相互に確認し教育の質向上を図るための「振り返り」の時間を設ける等の取組を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、テクニカルインストラクター等を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者(教育補助者)の質の維持・向上のため、別紙様式 2－5－6 のとおり、教務系職員初任者向け講習会、教員免許事務担当者講習会、大学図書館員のための IT 総合研修、教育研究助手オリエンテーション、インストラクターオリエンテーション等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。ただし、義務化された指導補助者に対する研修に関する実施状況を、大学として把握できていない。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長及び理事により構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、大学の役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する職員、大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者 4 人以上により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、放射線障害防止、毒物及び劇物の管理の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護は企画総務課、ハラスメント防止、放射線障害防止、毒物及び劇物の管理は人事労務課、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験は社会連携課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応、安全衛生管理について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は施設課、情報セキュリティは附属図書館事務室、研究費等不正使用は財務会計課、研究活動に係る不正行為防止は社会連携課、学生危機対応は企画総務課、安全衛生管理は人事労務課が責任部署となっている。

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。別紙様式 3－3－1 のとおり、常勤 166 人、非常勤 34 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が教育推進室、研究推進室、広報室、人事・総務室等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、情報セキュリティ講習の受講状況が不明なものの、研究倫理講習会（151 人参加）、セクシャルハラスメント研修（199 人参加）、メンタルヘルス研修（220 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。なお、自己評価書提出時点では、監事事務補助の独立性の確保が担保されていなかったが、令和 6 年 10 月までに監事監査規則を改正し、定められている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査実施要項に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、内部監査計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。なお、自己評価書提出時点では、監査室の独立性について明瞭でなかったが、令和 6 年 12 月までに学則及び監査室規則を改正し明瞭に定められている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしていない。

【改善を要する点】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等の情報公表のうち、一部の教員の業績が公表されていない。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、一部の教員の業績を除き様式 3－6－1 のとおり公表している。

なお、自己評価書提出時点には、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち、教員の数及び学位論文等の評価基準が公表されていなかったが、令和 6 年 10 月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

上野キャンパス（台東区上野）、取手キャンパス（取手市小文間）、千住キャンパス（足立区千住）、横浜キャンパス（横浜市中区）の 4 キャンパスを有し、その校地面積は計 236,843 m²、校舎等の施設面積は計 128,874 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4－1－1 のとおりであり、他キャンパスの学生が受講可能なように夜間に授業を開講したり時間割を調整したりするなど、キャンパス間の移動による支障がないように配慮を行っている。

別紙様式 4－1－3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。上野キャンパス、取手キャンパス、千住キャンパス及び横浜キャンパスの耐震化率はそれぞれ 100%である。バリアフリー化については、バリアフリー設備を設置している。安全防犯面については、防犯カメラ設置、外灯設置、守衛所設置、ICカードによるドアセキュリティの設置、機械警備導入、枯木伐採、樹木剪定等、配慮している。

ICT環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、上野キャンパス、取手キャンパス内に設置しており、延面積 6,681 m²、閲覧座席数は 209 席である。原則として授業期間中は 9 時から 20 時まで開館している。令和 6 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 378,075 冊、学術雑誌 5,297 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4－1－6 のとおり、閲覧席、ラーニングコモンズ及びレッスンスペース等が整備され、利用されている。

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、保健管理センターを設置し、別紙様式 4－2－1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規則等に基づき、ハラスメント相談窓口が相談窓口となり、ハラスメント防止対策委員会と連携しハラスメント案件審議、ハラスメント防止対策を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

27 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4－2－2 のとおり、大学

会館・国際交流棟における食堂やコミュニティサロン、展示室、体育館、テニスコート等を整備し、運営資金の支援や備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、グローバルサポートセンターを設置し、日本語教育科目の開設、チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式4-2-4のとおり、授業支援、支援機器の貸し出し、学内調整やその他環境的な配慮に関する相談等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。なお、自己評価書提出時点では、美術学部、美術研究科及び映像研究科の学生受入方針が適切に定められていなかったが、令和6年12月までに学生受入方針が改正され定められている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、美術学部（美術研究科を含む）には学部入学試験運営委員会を、音楽学部（音楽研究科を含む）には学部運営会議（入試）を、映像研究科、国際芸術創造研究科には研究科入学試験運営委員会を置いている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証していることは確認できないが、各学部・研究科の入学試験運営委員会等の会議において入学試験の実施状況に関して議論し、適宜改善等を行っている。令和6年度入試において、入学後の演奏能力のさらなる向上を図るため音楽学部器楽科ピアノ専攻で試験課題曲の出題傾向を見直す等の改善を行っている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

音楽研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・美術学部：1.00倍
- ・音楽学部：1.00倍

[修士課程]

- ・美術研究科：1.08 倍
- ・音楽研究科：0.92 倍
- ・映像研究科：0.91 倍
- ・国際芸術創造研究科：1.16 倍

[博士後期課程]

- ・美術研究科：0.97 倍
- ・音楽研究科：0.69 倍
- ・映像研究科 0.93 倍
- ・国際芸術創造研究科 1.16 倍

音楽研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

なお、美術学部、美術研究科、音楽研究科、映像研究科、国際芸術創造研究科において、自己評価書提出時点では教育課程方針が明確かつ具体的に明示されていなかったが、令和 6 年 12 月までに改正され具体的に明示されている。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。なお、すべての学部・研究科において、自己評価書提出時点では教育課程の体系性が確認できなかったが、令和 6 年 11 月までにカリキュラム・マップが定められている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、

認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

専門職学位課程を除く大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、すべての研究科において、自己評価書提出時点では1年間の研究指導の計画を策定して学生にあらかじめ明示する手順が明文化されていなかったが、令和6年12月までに各研究科規則において定めている。

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として10週又は15週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、自己評価書提出時点では、一部の授業科目についてシラバスの記載内容が十分ではなかったが、令和6年10月までにシラバス記入上の注意点を通知してシラバスの記載内容が修正されている。また、内部質保証体制において、各実施主体がシラバスを点検すること、及びシラバスマニュアルの改定を行う予定としている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

基準6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、明文化された規則等は存在しないものの、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、すべての学部・研究科において、自己評価書提出時点では成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていることが明確ではなかったが、令和 6 年 12 月までに各学部・研究科において教員組織が対応することを定め、その内容を学生に周知している。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。